

昭和四十五年七月招集

昭和四十五年八月招集

昭和四十五年九月招集

千葉県館山市議会議録

館山市議会議録

第三回館山市議會臨時會會議錄

昭和四十五年七月招集

第三回館山市議会臨時会会議録目次

日	時	三
場	所	三
出席議員		三
欠席議員		四
出席説明員		四
出席事務局職員		四
議事日程		五
開　　会		五
出席説明員の報告		五
議案の配付		六
会議録署名員の指名		六
会期の決定		六
提案理由の説明		七

議案の上程(議案第五十九号)	八
議案の内容説明	九
質疑応答	九
採決	一一
議案の上程(議案第六十号)	一一
議案の内容説明	一一
質疑応答	一五
採決	一六
閉会	一七
本日の会議に付した事件	一七

第三回館山市議會臨時會會議錄

昭和四十五年七月招集

一、昭和四十五年七月二日（木曜日）午前十時

一、館山市議會本會議場

一、出席議員 二十七名

- | | |
|-----------|-----------|
| 一番 吉田勇治郎 | 二番 石井輝久 |
| 三番 嶋田石蔵 | 四番 伊賀多朗 |
| 五番 藤田益治 | 六番 磯辺博 |
| 七番 白熊盛太郎 | 八番 黒川正 |
| 九番 三幣勇 | 一〇番 西村真次 |
| 一一番 菊井敏博 | 一四番 遠山ヨネ子 |
| 一五番 石井正 | 一六番 五十嵐昇 |
| 一七番 江田徳太郎 | 一八番 安西益男 |
| 一九番 島野茂樹郎 | 二〇番 中村省吾 |
| 二二番 小沢恵太郎 | 二三番 飯田義男 |

二四番 田中 祿郎

二六番 秋山 六三郎

二八番 望月 照正

三〇番 山口 康

一、欠席議員 一名

一二番 小柴 孝

一、出席説明員

市長 本間 讓

収入役 高木 哲三

庶務課長 小倉 澄男

企画課長 伊藤 幸太郎

教育課長 高木 正

保健体育課長 川上 賢爾

一、出席事務局職員

事務局長 高梨 清一

書記 兵藤 恭一

書記 渡辺 弘

書記 木高 松男

二五番 田村 源治郎

二七番 安沢 徳順

二九番 鈴木 市蔵

助書課長 島山 博彦

秘書課長 太田 博雄

財政課長 長谷川 広治

水産課長 谷貝 茂生

教育委員 篠崎 政光

庶務委員 長会 光

事務局長補佐 高尾 豊

書記 錦織 睦子

書記 川上 義雄

一、議事日程

昭和四十五年七月二日午前十時開議

日程第一 会議録署名員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 議案第五十九号 市有財産の売却について

日程第四 議案第六十号 昭和四十五年度館山市一般会計補正予算(第三号)

開 会

午前十時二十五分開議

○議長 (西村真次君) 本日の出席議員数二十五名、これより第三回市議会臨時会を開会いたします。

出席説明員の報告

○議長 (西村真次君) 本臨時会の議案審議のため、地方自治法第二百一条の出席要求に対し、本間市長、島山助役、高木収入役、太田課長、長谷川課長、小倉課長、伊藤課長、谷貝課長、高木教育長、汐崎課長、川上課長以上の者

が出席する旨の報告がありました。

(六)

議案の配付

○ 議長 (西村真次君) 議案を配付いたします。議案の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

会議録署名員の指名

○ 議長 (西村真次君) 日程第一、会議録署名員の決定を行ないます。

本臨時会の会議録署名員に一番議員速山ヨネ子さん、一九番議員島野茂樹郎君以上両君を指名いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて決定いたしました。

会期の決定

○ 議長 (西村真次君) 日程第二、会期の決定を行ないます。

本臨時会の会期につき、議会運営協議会の意見は本日一日ということがあります。

おはかりいたします。会期を一日と定めますことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて会期は本日一日と決定いたしました。

本日の議事はお手もとに配付の日程表により行ないます。

提案理由の説明

○ 議長 (西村真次君) これより本臨時会の案件につき市長の説明を求めます。

(市長本間 譲君登壇)

○ 市長 (本間 譲君) 議案の説明を申し上げます。本日、ここに第三回臨時市議会を招集し、急拠御審議をわずらわします案件は、市有財産の売却及び一般会計補正予算であります。四月の臨時市議会において温水プール用建物及び土地購入費を債務負担行為の議決をいただき、二カ年で支払うより予算措置をしましたが、先般私が温水プールの補助金について直接知事に陳情しましたところ、おそらく五百万円程度の補助金を受けられる見通しとなりました。さらにこの件については文部省、自治省にも直接上京陳情した結果、なにぶんの考慮がけらわれるという約束が得られた次第であります。この補助金の交付を受けるためには本年度において市が温水プール施設の購入費として予算措置しておく必要があります。このための財源として北条小学校が竣工後に移転後の旧運動場五、八六一平方メートルを八千八百六十万六千円で開発公社に売却し、温水プール用建物及び土地購入費九千三百六十万六千円を追加計上し、単年度予算に組みかえるべく関連する議案を提出した次第であります。なお、開発公社に売却する土地につきましては、私の当初の腹

案でありました市民のいこの場、市民公園設置にあつて必要なときは市に売り渡す旨の了解を開発公社から得てお
ります。

このほかの補正予算としましては、水産業費として当初二カ年計画でありました伊戸漁港の船ひき場上張り工事が単
年度に変更認可されたことにより、工事費百十九万円を追加及び当初単年度計画でありました香漁港の局部改良事業が国
からの内示により、二カ年計画に変更認可されたことにより工事費を四百三十六万円減額し、これらに伴う県補助金及
び地元寄付金をそれぞれ増減いたしました。また洲の埼漁協が建設する漁業協同館について県から補助金百万円に市費
五十万円を加え、補助金として百五十万円を計上いたしました。

次に、保健体育費として市民の体位向上、健康管理の意味合いから、さらにスポーツの指導、育成を強力に推進する
ために巡回スポーツ車購入費百五十三万五千円を計上しこの財源として国庫補助金四十一万円、残りを一般財源により
充当しようとするものであります。以上、補正予算として九千三百四十七万一千円を計上しましたがこれらけいすれも
急施を要するものであり、積極的な解決が市民の要望にこたえることであると存じます。以上をもちまして簡単な説明
を終ります。が詳細につきましては、関係課長等をして説明させますので、十分な御検討をお願いする次第でございます。
以上でございます。

○議長 (西村真次君) 市長の説明を終ります。

議案の上程

○議長 (西村真次君) 日程第三、議案第五十九号市有財産の売却についてを議題といたします。

○ 二五番 (田村源治郎君) 市有財産、経済委員会にもちろん諮問してまつま意見と、それからここにおいて土地、学校敷地になつておりますけれども、建物はいかにするか。それらの取りこわしの件もあるのでそれらについて経済委員会に諮問された意見と、それから建物の取りこわしに対する費用の問題を説明を願います。

○ 財政課長 (長谷川広治君) 建物の関係でございますが、払い下げをしようという部面と申しますか、部分のほうには建物は建つてございませんで、建物の関係は生じて参りません。なお、財産管理審議委員会の答申は全会一致をもちまして、特約条項そういうものを考慮し、坪五万円の額を適当と認めるといふ趣旨のものでございます。

○ 一九番 (島野茂樹郎君) 財政課長の説明の中で特約条項等を考慮して坪当たり五万円で売り渡すんだ。こういう御説明だつたんです。特約条項というのはわからないんですが、その内容をひとつ御説明いただきたいと思ひます。

○ 財政課長 (長谷川広治君) 先ほど市長の提案理由の趣旨説明の中にちよつと触れておりましたが、市があの土地を市民公園あるいは中央公園と仮称でございますが、そのようなものを近々のうちに設置するといふ段階でその土地が必要であればいつでも買戻しすることができるような方法、それからある期間他への売却は遠慮してほしいといふ大體二点の特約条項でございます。

○ 一九番 (島野茂樹郎君) わかりましたが、その条項は要するに契約書というんですか、文書の中へはつきりうたつてゐる。こういうものであるかどうか。お答えいただきたいと思ひます。

○ 財政課長 (長谷川広治君) 払い下げの契約書の中に正式な条文で記載をし、契約を締結いたしたい。かように考へております。

○ 議長 (西村真次君) 他に御質疑ございませんか。——御質疑をしと認めます。

採 決

○ 議長 (西村真次君) おはかりいたします。本案を討論省略採決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。

おはかりいたします。本案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決されました。

議 案 の 上 程

○ 議長 (西村真次君) 日程第四、議案第六十号昭和四十五年度館山市一般会計補正予算第三号を議題といたします。

(書記朗読)

議案第六十号 昭和四十五年度館山市一般会計補正予算(第三号)

議 案 の 内 容 説 明

○ 財政課長 (長谷川広治君) 議案第六十号につきまして御説明申し上げます。

四十五年度の館山市一般会計の補正予算第三号でございます。第一条にお示しをいたしましたとおり、今回歳入歳出予算にそれぞれ九千三百四十七万一千円を追加いたしました。歳入歳出の総額をそれぞれ十八億一千三百六十六万六千円といたしましたというようなものでございます。補正の内容でございますが、三ページから四ページの第一表に歳入歳出予算の補正として計上してございますが、収入の款五款、歳出の款二款に関する追加補正でございますが、これは例により事項別明細書により逐次御説明を申し上げます。

第二条に今回債務負担行為の変更を計画いたしました。五ページに計上いたしましたものでございますが、温水プール用建物購入費、温水プール用土地の購入費としてそれぞれ二件御決議をいただいておりますが、今回歳入歳出予算の中に組み入れるということで今回これを廃止をいたしたいというようなものでございます。以上の内容を持つておりますが、この補正予算の可決後の財源状況を見ますと、特定財源が二八%八八、一般財源が十二億八千九百九十二万九千円という数字にになりました。七二%一二という数字に相なります。続いて主管課長から歳出について御説明を申し上げます。

○ 水産課長 (谷貝茂生君) 九ページをお開きいただきしたいと思います。六款の農林水産業費の三項の水産業費につきまして御説明申し上げます。

水産振興費の内容でございますが、今回洲の崎漁協におきまして、漁業協同館を建設したいということで要請がございました。実は本年度は県におきまして鶴原の漁協と和田の漁協におきまして、協同館を建設する予定であつたのでございますが、和田の方が古材を使つたりして該当していかつたということで、本年度の予算変更から館山市のほうを考えようということになりましたので、洲の崎のそういう要望がございまして打ち合わせの結果、県から百万円の補

助をいただけるということでございますので、その半額程度市で負担いたしましたして、洲の崎の漁協の経営による協同館を建設させていただきたいということでございます。この協同館につきましましては、大体三十坪程度を考えております。木造かわらぶき平屋建て約三十坪程度、大体三百万ちよつと費用がかかるかと思ひますが、それで建設お願ひしたいと思います

四目の漁港建設費でございますが、まげ香の漁港の局部改良工事でございますが、当初三〇メートルの防波堤を出す計画で二千七、八百万ぐらいかかるのではないかと予想しておりまして、継続でお願ひしたいということで県とも折衝しておりましたが、その結果、大体二千万程度でやるよう話をまとまりまして、本年度の予定を一千万の計画で予定しておつたわけでございますが、いそる国の予算、県の予算の関係からして一応六百万ということでは話が確定いたしましたので、一応当初予算一千万組んでございましたが、一応六百万ということに変更お願ひして実施いたしたいというところで、内容につきましては、防波堤の補強を二六・メートル、それから次年度に実施すべく防波堤延長というところで考へておりますが、四百万減じたのでございますが、六%は一応事務費でもつて認めるといふことになりましたので、工事費のほりを四百三十六万減じて実施したいという内容でございます。

それから、伊戸漁港の船ひき場の上張り工事でございますが、本年度百五十万の工事費で一応予定しておりましたが、どうせやるなら一べんにといいことで今年特に県のほうから追加を考へようということ二百六十九万の工事費でもつて実施いたしたいということで、百十九万の上張り工事の追加をお願いいたしましたので、ここで工事費において香漁港と差し引き三百十七万の減ということをお願いしたいというものでございます。簡単にございますが、以上でございます。

○ 保健体育課長 (川上賢爾君) 九ページ歳出十款教育費七項保健体育費について御説明を申し上げます。

十八節の備品購入費として百五十三万五千円巡回スポーツ車購入費の補正でございます。巡回スポーツ車につきまし

ては、昭和四十五年度に入りまして県からお話しがございまして、ちやうど温水プールや老人福祉センターの運営と関連いたしました、これが完成のあかつきは利用者には輸送の便をはかるとともに全市民を対象としたからだづくり運動や、学校におけるクラブ活動の振興に関する各種のスポーツ大会等の輸送に使用するため、国の補助をいただきまして、マイクロバスの購入を計画いたしました。これが今回お願いするものでございます。

次の二目の体育施設費十七節の公有財産購入費九千三百六十六万六千円につきまして、今回お願いする次第でございす。内容といたしまして土地購入費といたしまして、温水プール建設敷地一、四五五・四九八ヘーベ、駐車場八二五・〇ヘーベ及び利子相当額、手数料等含めまして千三百九十七万三千四百九十二円でございます。建物につきましては、利子相当額、手数料含めまして八千四百六十三万二千三百八十八円、総計九千八百六十六万五千八百八十円と相なるわけでございますけれども、前回既定予算に五百万計上してございますので、差し引き九千三百六十六万六千円ということに相なるわけでございます。これが補正につきましてよろしくお願いいたしたいと思います。以上でございます。

○ 財政課長 (長谷川広治君) 以上で歳出の御説明を終わりますが、歳出合わせまして九千三百四十七万一千円の追加額でございます。

七ページの歳入に入りますが、国庫補助金といたしまして、巡回スポーツ車の購入事業補助金四十一万四千円という内定でございますので、今回計上をいたしてございます。

県支出金におきまして、プール関係補助五百万、漁港関係の補助のうち追加と補正差し引きまして減額が三百二十万、漁港整備事業の補助金として三十五万七千円、漁業協同館の建設事業補助金として百万、総額県補助金が三百十五万七千円という追加額でございます。いずれも歳出の事業面に対応いたしました収入でございます。

十一款財産売り払い収入として八千八百六十六万六千円、ただいま御決議をいただきました土地の売り払い代金でござ

います。

十二款におきまして、寄付金の更正が八千円でございます。内容は説明欄により御了承をたまわりたいと思います。以上、特定財源あるいはそれに準ずる財源を差し引きますと、百三十万六千円不足財源が生じますので、これを一般財源から求めまして、今回繰り越し金を財源とし、百三十万六千円を追加計上をいたしました。今回計上済みの額が繰り越し金につきましては四千四百八十五万九千円という数字に相なります。以上、歳入も合わせまして九千三百四十七万一千円ということに相なります。簡単でございますが、以上で予算関係の説明を終らせていただきます。よろしくお願いたします。

質 疑 応 答

○ 一九番 (島野茂樹郎君) 市長さんが説明されましたから間違いはないと思いますが、私ども今まで県なり、国なりから補助金をちようだいするという場合に、市独自でいろいろの仕事をした場合に補助金が、そういうふうな理解をしておつたんです。今回はこの形の上では建物あるいは敷地これを購入するという形で議案が出されているわけですが、これを購入する場合にも県からの補助金は間違いないただけるのかどうか。法的にはどうなるのかそういう点をもう一度説明いただきたいと思ひます。

○ 財政課長 (長谷川広治君) 補助の出し方と申しますか、受け入れてございますが、われわれ俗に工事請負費でなければ補助はいけない。こういうふうな常識的に考えておりますが、補助をするものによつて買収あるいは建築という段階で出るものがございます。大体現在の状況を考えますと、建設費に対する補助というようものが率の上では多い

わけでございますが、買収についても出るというものもございます。

今回のプール関係の補助金でございますが、今までこのようなものは県のほうは出していないようでございます。今回新しく要綱等をつくりまして出すという考え方のようでございまして、予算編成につきましている打ち合わせの結果、このようなものでも出せるような方法で考えていきたいという県の気持でございますので、額等におきましてもほば間違いはなく信用できるといふように考えております。

○ 一九番 (島野茂樹郎君) 了解しました。

○ 議長 (西村真次君) 他に御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。

採 決

○ 議長 (西村真次君) おはかりいたします。本案を討論省略採決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。

おはかりいたします。本案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決されました。

閉 会

○ 議長 (西村真次君) 以上により本臨時会に付議されました全部を議了いたしました。よつてこれにて第三回市議
会臨時会を閉会いたします。ごころうさまでございました。

午前十時五十八分 閉会

○ 本日の会議に付した事件

- 一、会議録署名員の指名
- 一、会期の決定
- 一、議案第五十九号、議案第六十号

地方自治法第二百三十三条第二項の規定により署名する。

館山市議会議長

議員

議員

西村真次
島野茂樹郎
遠山ヨネ子

